平成２３年（フ）第５７８号
大阪市浪速区敷津西２丁目８番10号　山正ハイツ402号
債務者　やすらぎこと　鐘撝　和子(旧姓藤川)
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３号
大阪市阿倍野区美章園１丁目７番17号
債務者　芝﨑　博信
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４１号
大阪市東成区東中本３丁目20番22―207号
債務者　林　　貴裕
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９号
大阪府東大阪市横枕２番23号　旭ハイツ203号
債務者　中村とき子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０号
大阪府枚方市田宮本町８番７号
債務者　富士川得子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３号
大阪府寝屋川市香里北之町６番９号
債務者　伊藤　芳明
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７号
大阪市平野区平野西５―９―２―502、住民票上の住所大阪市平野区長吉出戸７丁目７番３―503号
債務者　足立　靖子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７１号
大阪市淀川区十八条２丁目11番２号
債務者　森山　好美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５号
大阪府東大阪市四条町４番８号
債務者　和田　　篤
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８号
大阪府八尾市安中町８丁目５番３号　文化住宅安中15棟の１号
債務者　田中ユオンこと　ユオン　ディン　フォン
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目25番25号　チュリスアベノ302号
債務者　佐々木邦彦
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３号
大阪市東住吉区田辺３丁目４番11号　フジタビル502号、前住所大阪市東住吉区田辺６丁目12番３号
債務者　松永　治仁
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４号
大阪市城東区関目５丁目16番11号
債務者　水谷　節子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６７号
大阪府東大阪市三島２丁目10番10号　ヒラオカコーポ２Ｆ208号室
債務者　伊与田　香（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８号
大阪市城東区永田１丁目２番９―303号
債務者　大西正二郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９号
大阪市東成区大今里南２丁目９番２―307号
債務者　養父　茂雄
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２号
大阪市淀川区加島１丁目20番２―807号
債務者　中山　一視
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部